第116号（R8年度第7号）

広島市消費生活センターだより

個人情報流出による被害防止の対策を紹介します！





消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

●昨今、事業者等への不正アクセスによる個人情報の漏えい等が発生しています。流出した個人情報が悪用されることを防ぐための対策としては、IDやパスワードを変更することが挙げられます。

被害防止の対策

●流出したログインIDを変更し、パスワード設定に大小英字・数字・記号を混ぜて使うなど安全なパスワードを設定した上で使い回しを避ける。
●スマートフォン認証やワンタイムパスワードなどの多要素認証(MFA)を利用するなど安全なパスワードを設定した上で使い回しを避ける。
●指紋認証や顔認証、端末に紐づけられて保存されている暗証番号などを使ってログインする「パスキー」を活用する。
●クレジットカード、キャリア決済、インターネットバンキングの利用明細をこまめに確認する。
●事業者や公的機関などのSMSやメールを見る時には、フィッシングを疑い、記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトや正規のアプリからアクセスする。
●詐欺電話を自動でブロックする機能など、特殊詐欺被害防止に有効な「警察庁推奨アプリ」をインストールする。

「おかしいな」と思ったら、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

開館時間：10時～18時
休館日：火曜日、日曜日、祝日・休日、12月29日～1月3日
〒730－0011　広島市中区基町6番27号　アクア広島センター街8階
※休館日には、消費者ホットライン（☎188（いやや））、
　もしくは広島県消費生活センターをご利用ください。
広島県消費生活センター
　☎082-223-6111　（月～金曜日　9時～17時（年末年始と祝日・休日は休館））

相談無料
秘密厳守
です



広島市HPからは電子メールによる消費生活相談も受け付けています。

見守り新鮮情報

弁護士法人名で**示談書**が届いた。ファイル共有ソフトを利用して**違法に**ダウンロードや**アップロード**し、**著作権を侵害**したとして、1作品なら30万円、複数なら70万円の**示談金**で和解するとの内容だった。以前、**プロバイダ事業者**から発信者情報の開示について問い合わせる**書面が届いていた**が、覚えがなく放っておいた。私が以前使用していたパソコンは家族共用で子どもも使用していた。示談金を支払わなければならないか。

（60歳代）



知らないうちに著作権侵害？ファイル共有ソフトにご注意

- インターネット上で不特定多数の人とファイルのやり取りを可能にするファイル共有ソフトを通じて動画等のファイルをダウンロードすると、知らないうちに同時にそのファイルをアップロードしていることがあります。ファイル共有ソフトの仕組みやリスクを理解せずに利用することはやめましょう。

ひとこと助言



- 著作権者等に無断で著作物をアップロードすると、本人にその認識がなくても、著作権侵害にあたり、損害賠償を請求されたり刑事罰の対象となったりするおそれがあります。
- プロバイダ事業者からの「発信者情報開示に係る意見照会書」などが届いた場合は、覚えがなくても放置せず対応しましょう。
- 複数人で端末を共用している場合は、使用ルールを決め、家族や子どもに使用させるアカウントにはユーザー権限を設定し、勝手にソフトウェアをインストールされないよう設定を見直しましょう。
- 不安な場合は、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第555号（2026年10月29日）発行：独立行政法人国民生活センター